

## 受注希望工種「橋梁補修・補強」の新規登録について

受注希望工種「橋梁補修・補強」の新規登録に伴う資格審査の受付を、以下のとおり行ないますのでお知らせします。

### 【申請期間及び承認日】

	資格審査書類提出期間	承認日（予定）
令和6年度	令和6年2月7日～2月21日	令和6年4月1日

◎ 令和5年度以前に登録された受注希望工種は令和6年度にそのまま移行しますので、登録内容の変更・廃止が無い場合には、新たに申請をしていただく必要はございません。

ただし、大阪府建設工事競争入札参加資格登録が失効している場合には自動更新されませんので、ご注意ください。（令和6年度の大阪府建設工事競争入札参加資格登録は、総務部契約局の下記ホームページにて令和5年11月10日～令和5年12月8日の間で定期受付をしております。こちらの定期受付期間を逃すと令和6年度受注希望工種「橋梁補修・補強」の登録ができなくなりますのでご注意ください。）

[https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku\\_2/e-kensetsu/r06t-kouji-annai.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-kensetsu/r06t-kouji-annai.html)

### 【申請手続き】

#### ■申請資格

○ 大阪府建設工事競争入札参加資格において、「鋼構造物工事」若しくは「プレストレストコンクリート構造物工事」の業種登録をしている者、又は上記資格審査書類提出期間までに当該業種登録ができる者であること。

※橋梁補修・補強工事の入札では、「とび・土工・コンクリート工事」に係る建設業許可・有効な経営事項審査・配置技術者（以下「建設業許可等」という。）が入札参加資格として求められます。また、工事内容によっては、「土木一式工事」の建設業許可等も必要となりますのでご注意ください。

○ 大阪府又は他の機関（国、地方公共団体、道路公社、住宅供給公社、土地開発公社、地方独立行政法人及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年2月15日政令第34号）第1条第1項各号に規定する法人）が発注する工事で、平成31年4月1日から令和6年2月21日までに元請けとして完成・引渡が完了した橋梁補修工事又は橋梁補強工事（橋梁補修又は橋梁補強に係る土木一式工事を含む。）の実績（※）を1件以上（請負金額の合計が3,000万円以上）有する者であること。

又は、大阪府が発注する橋梁補修工事又は橋梁補強工事（他部局が発注する工事を含む。）で、

平成31年4月1日から令和6年2月21日までに完成・引渡が完了した工事（※※）の下請として、下請額合計5,000万円以上の実績を有する者であること。ただし、下請額合計が5,000万円未満であっても、令和3年4月1日から令和6年2月21日までの期間において、すべての年度に下請実績を有し、その合計額が3,000万円以上である場合は、この限りでない。

- 「橋梁補修・補強」以外の受注希望工種に登録していない者であること。又は、現在「橋梁補修・補強」以外の受注希望工種に登録しており、承認された時点で受注希望工種登録を「橋梁補修・補強」に変更する意思のある者であること。

(※) 橋梁の上下部構造に係る工事であること（自転車、歩行者専用橋のみの業務は除く。）。仮設足場工や橋面舗装等、明らかに橋梁補修・補強工事の工種とは認められないものは実績となりませんので注意してください。

(※※) 元請から発注者へ完成・引渡が完了した工事をいう。

## ■申請方法

- ① 受注希望工種「橋梁補修・補強」の登録申請を希望する者は、資格審査のため、所定の期間内に必要書類を最寄りの土木事務所の技術担当次長に直接提出して下さい（郵送は認めません。）。

《資格審査に係る必要書類について》

ア 希望工種届（様式）

イ 「建設業者の詳細情報」（写し）

※以下の「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」（国土交通省ホームページ）により検索してください。

<https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/kensetuKensaku.do?outPutKbn=1>

ウ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）

エ 施工実績が確認できる書類（コリンズ登録証の写し）

※ただし、コリンズ登録証の内容で施工内容が確認できない場合、契約書、設計書、図面、特記仕様書 等

下請実績等は、必要に応じ次の資料を確認します。

・契約書（注文書又は請書）、施工体制台帳、完成検査調書（確認書等）、工事写真、工事月報、施工要領 等

※下請実績の場合は、契約から完了まで一連の状況が分かる資料を提出してください。

オ その他参考資料

- ② 資格審査の結果、「適格」と判断した場合、当該申請者に対してその旨通知を行います。
- ③ ②の通知を受けた申請者は、別途案内する期間内に、インターネットによる受注希望登録申請を行ってください。登録申請は、「受注希望工種」とは別の「専門工事業種登録」画面より申請してください。
- ④ ③の登録申請について、大阪府都市整備部にて「承認」の処理を行います。なお、「承認」の処理は、「承認日（令和6年4月1日）」までに行います。  
※念のため、登録申請画面で承認処理が行われていることを確認して下さい。
- ⑤ 「承認」された場合は「承認日（令和6年4月1日）」から受注希望工種「橋梁補修・補強」を指定した工事への入札参加が可能となります。

注1. 上部工の構造形式が「コンクリート構造」でPC橋上部工本体に影響を及ぼす工事については、入札参加資格で指定する受注希望工種において、受注希望工種「橋梁補修・補強」に加え、受注希望工種「土木」（PC橋上部工事入札参加資格者）も対象としておりますのでご注意ください。

注2. 上部工の構造形式が「鋼構造」で鋼橋上部工本体に影響を及ぼす工事については、入札参加資格で指定する受注希望工種において、受注希望工種「橋梁補修・補強」に加え、受注希望工種「鋼構造物」（鋼橋上部工事入札参加資格者）も対象としておりますのでご注意ください。

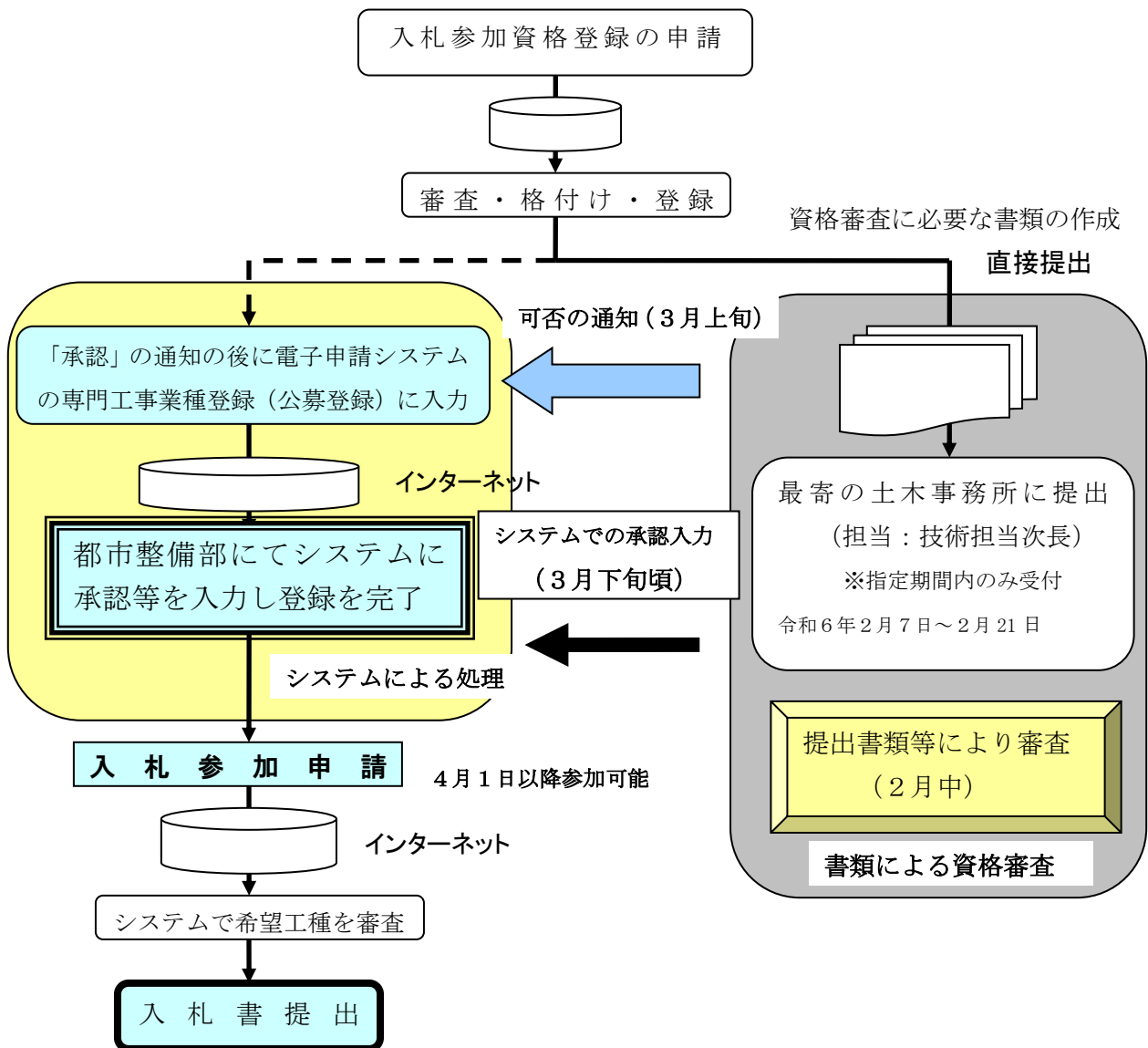
注3. 受注希望工種「橋梁補修・補強」を登録した場合、令和6年度の建設工事（早期発注を含む。以下同じ。）において、「土木」等他の受注希望工種を指定する入札にはご参加頂けませんのでご注意ください。なお、承認日（令和6年4月1日）までに、他の受注希望工種を指定する令和6年度の建設工事に入札参加申請した場合は、書類審査の結果、受注希望工種「橋梁補修・補強」の要件を満たすものであっても、登録は認められませんのでご注意ください。

■資格審査書類提出先

資格審査書類は、下の各事務所の技術担当次長に提出して下さい。

事務所名	所在地	電話番号
池田土木事務所	池田市城南1丁目1-1 (大阪府豊能府民センター内)	(072) 752-4111
茨木土木事務所	茨木市中穂積1丁目3-43 (大阪府三島府民センター内)	(072) 627-1121
枚方土木事務所	枚方市大垣内町2丁目15-1 (大阪府北河内府民センター内)	(072) 844-1331
八尾土木事務所	八尾市荘内町2丁目1-36 (大阪府中河内府民センター内)	(072) 994-1515
富田林土木事務所	富田林市寿町2丁目6-1 (大阪府南河内府民センター内)	(0721) 25-1131
鳳土木事務所	堺市西区鳳東町4丁目390-1 (大阪府泉北府民センター内)	(072) 273-0123
岸和田土木事務所	岸和田市野田町3丁目13-2 (大阪府泉南府民センター内)	(072) 439-3601

## 受注希望工種「橋梁補修・補強」申請・登録のフロー図



### すでに受注希望工種「橋梁補修・補強」の登録をされている方へ

すでに登録された受注希望工種は、登録内容について特段の変更・廃止がない場合、自動更新することとしますので、更新手続は必要ありません。ただし、建設工事入札参加資格登録が失効している場合には受注希望工種は無効となりますので、契約局にて建設工事入札参加資格登録をお済ませの上、継続の届出を最寄りの土木事務所に提出していただく必要があります。

※登録状況については、電子申請システムにより確認できます。

問合せ先

【システムに関すること】

「大阪府電子調達ヘルプデスク」 TEL06-4400-5180

【制度及び工事内容に関すること】

都市整備部 事業調整室 技術管理課

契約管理グループ TEL06-6944-6038

(様式)

大阪府都市整備部	
希望工種届 「橋梁補修・補強」	
令和6年度用	
業者番号	
許可番号	
会社名	
所在地 <small>(大阪府と契約する営業所)</small>	
代表者名	
電話番号	
連絡先メールアドレス(※)	
届出日	_____年 _____月 _____日
希望工種	現在の登録工種 「 _____ 」 ⇒ 「 橋梁補修・補強 」 令和6年度工種
添付資料	別添のとおり
備考	

※審査の結果をメールにてお送りしますので、担当される方が確認できるアドレスをご記入ください。

受領年月日	年 月 日
受領者名	届出者名

※写しを届出者にわたす。